

平成 22 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 東京都港区芝浦四丁目 16 番 25 号
株式会社 V S N
代 表 者 名 代表取締役社長 川崎 健一郎
(J A S D A Q ・ コード番号 2 1 3 5)
問 合 せ 先 経営企画部長 西村 正一
電 話 番 号 0 3 - 5 4 1 9 - 8 8 8 0 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 15 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」及び「(訂正)「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」(以下総称して「当社プレスリリース」といいます。)にてご報告申し上げましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記 I の②において定義いたします。)の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の定める J A S D A Q における有価証券上場規程の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、本日から平成 23 年 1 月 7 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 1 月 8 日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所が運営する J A S D A Q 市場(以下「J A S D A Q 市場」といいます。)において取引することはできません。

記

I 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてご報告申し上げましたとおり、以下の①から③の方法(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)による当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について、必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別の A 種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が本臨時株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、本臨時株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主(当社を除き、以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、A 種種類株式を交付します。この際、R ホールディングス株式会社(以下、「R ホールディングス」といいます。)、SBI Value Up Fund 1 号投資事業有限責任組合及び Ant Global Partners Japan Strategic Fund I, L.P. (以下総称して「公開買付者ら」といいます。)を除く一般の全部取得条項付普通株主(以下「一般株主」といいます。)に交付される A 種種類株式の数は、1 株未満

となる予定です。

II 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 定款一部変更その1（種類株式発行に係る定款一部変更の件）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更その1（種類株式発行に係る定款一部変更の件）は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I 当社定款の一部変更（定款一部変更その1・同その2） 1. 定款一部変更その1（種類株式発行に係る定款一部変更の件）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

種類株式発行に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 定款一部変更その2（全部取得条項に係る定款一部変更の件）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更その2（全部取得条項に係る定款一部変更の件）は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I 当社定款の一部変更（定款一部変更その1・同その2） 2. 定款一部変更その2（全部取得条項に係る定款一部変更の件）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

全部取得条項に係る定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成23年1月17日に効力が発生します。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含め、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「II 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本臨時株主総会の承認可決により、全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款の効力が生ずることを条件として、平成23年1月17日に効力が発生します。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

本臨時株主総会の承認可決により、全部取得条項付普通株主に対して、全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を290,200分の1株の割合をもって交付する予定であり、この際、公開買付者らを除く一般株主に交付するA種種類株式の数は、1株未満となる予定であります。このように割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

全部取得条項付普通株主に交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項及び第4項の定めに従い、裁判所の許可を得て当社が買受けることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の買受金

額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各株主が保有する当社普通株式数に850円（Rホールディングスにより平成22年8月16日から平成22年10月5日まで行われた当社普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付けにおける1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 取得日

平成23年1月17日

Ⅲ 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、大阪証券取引所の定めるJASDAQにおける有価証券上場規程の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、本日から平成23年1月7日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年1月8日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

Ⅳ 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）は以下のとおりです。

整理銘柄への指定	平成22年12月7日(火)
定款変更に関する通知公告（全部取得条項に関する事項）	平成22年12月28日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定に関する通知公告	
当社普通株式の売買最終日	平成23年1月7日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年1月8日(土)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成23年1月16日(日)
全部取得条項に係る定款一部変更（上記定款一部変更その2）の効力発生日	平成23年1月17日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	

以 上